

(別紙)

生活福祉資金（福祉資金及び教育支援資金）運営要領一部改正新旧対照表

改正後	現行
(別紙) 生活福祉資金（福祉資金及び教育支援資金）運営要領 第1～第2（略） 第3 借入手続 1 借入れの申込み (1)（略） (2) 借入申込者は、次の場合には、借入申込書を直接市町村社協を経由して、都道府県社協会長に提出することができる。この場合において、市町村社協会長が特に必要と認める場合には、担当民生委員等に対して、ただちに借入申込者の状況について調査を依頼することができるものとする。 ア～ウ（略） <u>エ 借入申込者が、申込みの際現に法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けている場合</u> <u>オ その他担当民生委員等を経由して申し込むことに困難な事情がある場合</u>	(別紙) 生活福祉資金（福祉資金及び教育支援資金）運営要領 第1～第2（略） 第3 借入手続 1 借入れの申込み (1)（略） (2) 借入申込者は、次の場合には、借入申込書を直接市町村社協を経由して、都道府県社協会長に提出することができる。この場合において、市町村社協会長が特に必要と認める場合には、担当民生委員等に対して、ただちに借入申込者の状況について調査を依頼することができるものとする。 ア～ウ（略）

改正後	現行
(3) (略) 2 民生委員の調査書の作成 担当民生委員等は、<u>都道府県社協会長から民生委員調査書（以下「調査書」という。）の作成に係る要請を市町村社協を通じて受けた場合において、協力が可能なときには、次に掲げる事項を記載した調査書を当該市町村社協に提出するものとする。</u> (1) ～ (5) (略) 3 ～ 4 (略) 第4 (略) 第5 償還の手続等 1 ～ 2 (略) 3 貸付金の償還猶予手続 (1) 借受人は、貸付金の償還猶予を申請しようとするときは、償還猶予を受けようとする理由、猶予期間、猶予後の償還期限、その他都道府県社協会長が必要と認める事項を記載した申請書を、<u>市町村社協を経由して、都道府県社協会長に提出するものとする。ただし、担当民生委員等を通じて申請することが望ましいと認められる場合には、担当民生委員等を通じ、市町村社協を経由して都道府県社協会長に提出することとして差し支えない。</u> (2) 担当民生委員等は、<u>都道府県社協会長から申請書の内容に係る調査の要請を市町村社協を通じて受けた場合にお</u>	(3) (略) 2 民生委員の調査書の作成 担当民生委員等は、<u>借入申込書に次に掲げる事項を記載した民生委員調査書（以下「調査書」という。）を添えて、当該市町村社協に提出するものとする。</u> (1) ～ (5) (略) 3 ～ 4 (略) 第4 (略) 第5 償還の手続等 1 ～ 2 (略) 3 貸付金の償還猶予手続 (1) 借受人は、貸付金の償還猶予を申請しようとするときは、償還猶予を受けようとする理由、猶予期間、猶予後の償還期限、その他都道府県社協会長が必要と認める事項を記載した申請書を、<u>担当民生委員等を通じ、市町村社協を経由して、都道府県社協会長に提出するものとする。</u> (2) 担当民生委員等は、<u>償還猶予申請書を受け付けたときは、必要な調査を行い、意見を添えて市町村社協に送付するも</u>

改正後	現行
<u>いて、協力が可能なときには、</u>必要な調査を行い、意見を添えて市町村社協に送付するものとする。 (3) ～ (9) (略) 第6～第12 (略)	のとする。 (3) ～ (9) (略) 第6～第12 (略)